

世界の水問題とNGO

水の自由化・民営化問題をめぐって

長坂 寿久 *NAGASAKA Toshihisa*

拓殖大学国際開発学部 教授

(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

世界水フォーラムと世界水ビジョン

(1) 世界水フォーラムについて

世界水フォーラム(WWF)^(注1)は、第1回は1997年にモロッコのマラケシュで開催され、第2回が2000年にオランダのハーグで、そして第3回が2003年に日本の京都を主会場として滋賀、大阪を結ぶ琵琶湖・淀川流域で開催された。

フォーラム開催の経緯は、1992年のリオデジャネイロ・サミットを経て、世界水会議(World Water Council = WWC)や世界水パートナーシップ(Global Water Partnership = GWP)が誕生した。WWCの提唱によって、「21世紀の国際社会における水問題の解決に向けた議論を深め、そ

の重要性を広くアピールすることを目的」として、3年に1度、国連水の日(3月22日)を含む期間にWWFを開催することになった。「専門家、政治家、民間やNGOを含めた、水に関心のあるあらゆる人が集まって世界の水問題を議論しよう」というフォーラムである。

第1回フォーラムでは63カ国から約500人が出席、第2回には156カ国から5,700人、今回の第3回会議では351の分科会が設定され、2万4,000人という、予想をはるかに超える人々が参加した。

第1回世界水フォーラムでは、水問題の重要性、危機を世界に訴えるビジョン「来るべき21世紀における世界の水と生命と環境に関するビジョン(世界水ビジョン)」を第2回水フォーラムまでに策定することが決定され、

「21世紀のための世界水委員会」(WCW)が設立された。世界水委員会は世界の水関係機関の産・官・学の協力のもとに、世界の水問題の方向性を示す「世界水ビジョン(World Water Vision)」を策定し、第2回フォーラムで発表した。さらにこのハーク会議では、閣僚級会合を開催し、21世紀の水の安全保障に関する「ハーク閣僚宣言」を採択、また世界水パートナーシップ(GWP)は「行動の枠組み」を発表した。

今回の第3回世界水フォーラムでは、理念として「ビジョンからアクションへ」が掲げられ、「世界水ビジョン」を具体的な行動に結びつけるため、日本政府は「水行動集」を、WWCは「世界水行動報告書」を発表、また分科会報告として100件以上の「我々のコミットメント」の作成、閣僚宣言の採択などが行われた。

(2)「世界水ビジョン」の発表

第2回フォーラムで発表された「世界水ビジョン」が提示したメッセージの中で、とくに注目すべきものとしては2つあった。一つは「統合的水資源管理」の推奨、もう一つは「フルコスト・プライシング」である。

「統合的水資源管理」(integrated water resource management)とは、「大局的な観点から、水の状態と農業、工業、家庭、環境といった給水先の需要を検討し、「水資源と水供給を統合的に管理できるならば、公平で、効率的な管理体制の維持が可能になる」というものである。

つまり、水管理は相互関連性をもっており、現在のような縦割りに細分化した分野別の専門家による個別の取り組みではだめで、また環境(生態系)分野との密接な協力が重要である。そのため「すべての利害関係者を統合的に管理に参加させる」「参加型」の枠組みをつくるための制度的機構が必要であるというものである。

「すべての利害関係者」の中でも「最も重要な利害関係者であり、水管理が生活と生計に影響を及ぼす地域社会の女性と男性が、意思決定に参加していない」ことが問題であり、これら「利害関係者を参加させ、完全な情報の共有にもとづいて行うべきことを、国の法制度によって義務づけられるべきである」と指摘している。

「統合的水資源管理」の主たる目標は、次の3つである。

1. 安全な水と衛生的な生活条件の確

保 地域社会が希望する経済生活の形態に応じて決定し、彼らに行動できる権限を与える。

2. 水 1 滴あたりの作物生産と雇用の増加 1 単位の水の使用からより多くの食糧を生産し、より多くの持続可能な生計を創出する。またすべての人に、健康かつ生産的な生活のために必要な食糧の供給を保証する。

3. 水利用の管理 人間およびすべての生物に役立っている淡水、および陸上の生態系の量と質を保全するために、人間による水の利用を管理する。

そして、これらの目標を達成するための行動（アクション）として、国際河川流域での統合的水資源管理に関する協力の必要性、水への投資を大幅に増大させる、利害関係者の参加、そして「水のフルコスト・プライシング」などが提唱されている。フルコスト・プライシングについては後で説明する。

(3) 世界水フォーラムへの NGO の見解

世界水フォーラムは、世界の水問題について、政府、政治家、企業、専門

家、そして市民（NGO）の誰もが参加し、議論できる仕組みとなっている。会議での分科会の設定は NGO でも可能である。NGO はこうした開かれたフォーラムを高く評価している。

日本での第 3 回フォーラムの開催にあたり、日本では水問題 NGO のネットワークが形成された。世界水フォーラム市民ネットワーク（注 2）である。19 の NGO、労働組合関係団体などが会員となっている。

ただし、フォーラムの運営に対し、NGO の一部はいくつかの危惧を指摘している。「世界水フォーラムの発想はトップダウン型発想に基づいており、水の市場化・商品化、民営化、大規模水資源開発、バイオテクノロジー等推進への疑念や、意志決定プロセスの不透明性が指摘されている」と世界水フォーラムのホームページ（注 1）で指摘している。

また、今回のフォーラムについては、「深刻化する世界の水問題の解決に向けては、水問題で困窮する当事者が参加して解決策を策定することが重要である。第 3 回世界水フォーラムでは、分科会ベースではそのような試みがささやかながら行われていた。このような当事者の参加型アプローチを評価」

するとしつつ、「閣僚宣言」の内容については「曖昧なまま終了した。参加者の声はどこに反映されたのか？」「NGOの視点から見て、多くの重要な点が抜け落ちており、曲解されている。何よりも、“議論から行動へ”という第3回フォーラムの理念から考えて、この宣言はとても行動志向型とは言えない」と指摘している。

また、「全体を通して資金調達に重点が置かれた内容となっており、官民パートナーシップの名の下に、民間からの投資を奨励する方向性が強調されていることを懸念する」「第三世界において水施設への資金充当を妨げているのは、巨額の債務負担が大きな要因であり、まず債務削減を実施すべきである」「安全な飲料水と衛生に関しては、NGOの試算ではODA、MDBs（多国間開発金融機関）資金などの公的資金で十分にまかなえる。莫大な投資が必要との閣僚宣言での記述は、とうてい現実的とは言えず、また、受け入れられるものではない」と遺憾の意を表明している（注³）。ちなみに、水問題の解決に年1,800億ドルが必要といわれているが、先進国政府はその拠出について、今回の閣僚宣言では一切コミットできなかった。

世界の水問題の実態

第3回世界水フォーラムの公式サイトをみると、冒頭に「20世紀は領土紛争の時代だったが、21世紀は水紛争の時代になる」（セラゲルディン元世界銀行副総裁）という言葉が書かれている。水問題はまさに21世紀の中心的課題の一つである。

世界が直面する水問題の実態について、国連発表のデータをベースにいくつか紹介しておこう。

1. 国連によると、世界の31の国が現在、切迫した水問題に直面しており、10億人以上の人々がきれいな飲料水を利用できないでいる。
2. 世界の人口の半分が適切な衛生設備を持たない。清潔な水が手に入らないと、コレラや下痢など、水によって感染する重い病気にかかる危険性がある。不衛生な水に媒介された病原菌によって毎年2,500万人の人々の命が奪われている。その多くが子どもで、8秒に1人の割合で子供たちが汚染された飲料水のために死んでいっている。

3. 人々は貧困や飢餓によって死ぬのではなく、貧困や飢餓によって栄養状態がよくないところに、汚染された水を飲むことによって感染症等にかかり死んでいくのである。貧困・飢餓対策には、清潔な水の供給が必須である。
4. 世界の一人当たりの水資源賦存量（降水で涵養される淡水の量）は 2025 年には 1990 年に比べ約 30 % 落ち込む。2025 年までに世界人口の 3 分の 2 近くが深刻な水不足の中で生活する恐れがある。
5. 地球上の水の供給は有限で、しかも少量である。それは世界のすべての水の 0.5 % 以下に過ぎない。しかも、水質の汚染、地下水の枯渇、地球温暖化などの影響によって、世界の水問題はますます深刻になっていっている。
6. 世界の人口の 4 分の 1 が地下水に依存して生活している。この割合が増えているために、地下水の供給源も極端な速度で枯渇し始めている。中東のほとんどの国が、歴史上最も深刻な水不足に直面している。サウジアラビアでは人口の 75% が地下水に依存しているが、50 年以内に地下水が完全に枯渇

するという問題に直面している。イスラエル、ヨルダン、パレスチナでは、地下水が急速に枯渇し始めており、帯水層に海水が浸透している。

7. 国連は、2000 年のミレニアムサミットで、「2015 年までに安全な飲料水と衛生施設を利用できない人口の割合を半減する」ことを目標として設定した。しかし、世界水フォーラムの閣僚宣言でこれを確認したものの、具体的な取り組みについて何も前進を見なかった。

IMF・世界銀行のコンディショナリティ

(1) 「フルコスト・プライシング」問題について

第 2 回世界水フォーラムで発表された「世界水ビジョン」は、その中で、「水のフルコスト・プライシングによる水資源の効率的配分」の重要性を指摘した。そして、第 3 回会議ではそれらの行動計画が発表される予定となっていた。

「フルコスト・プライシング（フルコスト価格設定）」（full-cost pricing）

(あるいは「フルコスト・リカバリー 完全な原価回収」という言葉も使われている)とは、「利用者が水の採取・集積・処理・配分と廃水の回収・処理・処分にかかる費用を全額支払う制度」と定義されている。つまり、水事業の推進機関は価格設定の基盤として、かかった費用の全額を消費者から取り戻すという考え方である。

これは水の価格・価値付けを市場メカニズムを通して設定すべしというもので、水市場の自由化、民営化を促進すること、つまり水を「商品=経済財」として扱うことによって、水利用の効率を向上させようというものである。それによって、公営企業の効率性を改善することができる、「世界水ビジョン」は述べている。

「世界水ビジョン」で提案された、フルコスト・プライシングの考え方は、第2回フォーラムでは明確な合意は得られなかったものの、閣僚宣言(合意文書)ではその方向性について合意されたとしている。合意文書では、「平等の必要性ならびに貧困層・弱者の基本的ニーズを考慮に入れる必要性を重視しながら」という注意書きを入れつつ、「コストを価格に反映させていく方向性」に合意している。

この意味は、水事業は市場メカニズムにまかせていくべきだが、政府・自治体による補助金の供与や、豊かな人から徴収した収益性ある料金分を貧しい人の方へ料金割引などで回すなどの内部補助方式などの採用の道を残していることを意味していると受け取られている。つまり、水料金は地方自治体からの補助金や、支払い可能な人々からの料金徴収によって、貧しい人々への水道料を安くする措置をとってもよい。当初は民営化で始めつつ、次第にその国が自立していき、事業を民間から継承すればよい。そうした支援を先進国政府と企業は提供していくべきだという考え方を含んでいる。

これに対し NGO は、フルコスト・プライシングの導入によって、世界中で様々な問題が発生してきていると指摘している。フルコスト・プライシングでは貧困層の人々は支払うことができず、水供給から除外されることになり、保険衛生上の問題が発生する。水の市場化・民営化・商品化によって、貧困が削減され、水不足が解消するはずであったが、逆に貧困者の水の入手を困難にし、水不足を拡大させていると主張している。

(2) 国際金融機関による融資条件
(IMF のコンディショナリティ)

現在すでに、国際通貨基金 (IMF)、世界銀行、アジア開発銀行 (ADB) などの国際金融機関はいずれも水の自由化、民営化を融資条件とするようになってきている。

90 年代には様々な融資に対し融資条件として水の自由化・民営化のためのフルコスト・プライシングを条件付ける (コンディショナリティ) ようになった。IMF が 2000 年に 40 カ国と締結している融資協定のうち 12 カ国で、水道の民営化あるいはフルコスト・プライシングが融資条件として課されていたという。しかもこのうち、「8 カ国はサハラ以南のアフリカ諸国であり、また 6 カ国について IMF は何らかの民営化を要求しており、4 カ国では民営化と一層のコスト回収の両方を求め、2 カ国でコスト回収のみを要求している」という (注 2) The Third World Resurgence Issue No.127-128, 2001 年 3・4 月合併号の訳出から参照)。

例えば、ガーナでは IMF は「貧困削減・成長促進 (PRGF)」計画にもとづく融資交渉で、融資条件として、事業の採算性を確保するため、公共サ

ービスの完全なフルコスト・プライシング (原価回収) を要求した。タイも、ADB (アジア開発銀行) による農業セクターへのプログラムローン (6 億米ドル、日本国際協力銀行が半分の 3 億ドルを融資) にも、政府の補助金の撤廃、水使用料の賦課を義務付けている。これに対し、水使用料の導入は小規模農民に深刻な影響を与え、農民たちは強く抵抗している。

開発途上国が IMF の貸付条件 (コンディショナリティ) に従わざるを得ない理由は、第 1 には IMF の貸付承認が海外からの投資を引きつけるための必要条件となっていること、第 2 には開発途上国への国際援助機関である世界銀行の融資条件も、IMF との連携の上から、IMF 融資条件の承認を必要条件としているためである。そのため、水事業を開発したくて世界銀行の支援を仰いでも、結局 IMF の自由化・民営化の条件に従わざるをえなくなるのである。

IMF による「貧困削減・成長ファシリティ (PRGF)」による融資プログラムに対し、水の民営化を融資条件とすることは「貧困を解決するどころか、それを助長するものである」「水の民営化と一層のコスト回収は、貧困

削減に貢献するどころか、発展途上国の人口の大多数を占める低所得層の人々に対して、水の利用や購入をますます困難にしている」とNGOの多くは主張している。

世界貿易機関（WTO）と水

WTOはサービス貿易の自由化交渉を進めている。サービス貿易の中には「環境サービス」も対象となっているが、環境サービスの中には水事業はまだ含まれていない。今後これを交渉対象分野に含めるべきだと先進国のロビー活動は激しさを増している。

（1）WTOルールと水

WTO協定（ルール）には、紛争処理メカニズムがある。WTOルールに違反していると提訴された場合、紛争処理パネルが設定され（一種の貿易裁判所）、3名ほどのパネラーによって審理の上、裁定される。

パネルの裁定には強制力があり、相手国が裁定に従わない場合は、報復措置をとることが許されている。多くの場合、この報復措置を恐れて、裁定に従うことになる。このようにWTOは貿易障壁と見なす国内措置を撤廃させ

る力を持っているのである。この点でWTOは国際機関の中でも強制力を持つ非常に強力な機関（国内の法制度・政策を修正させるほどの立法権と司法権の両面の力を備えている）となっている。そのためWTOルールの行方は開発途上国にとって非常に重大な意味を持つのである。

WTOルールには、第1条に「最恵国待遇」、第3条に「内国民待遇」が規定されている。これは国内産品とすべての類似の輸入品とを同等に扱うよう要求する規定である。これは例えば、ある商品の生産が環境を破壊することが明らかな場合でも、環境に配慮した方法で製造されたかどうかなど、環境保全を理由に貿易規制を行うことができないことを意味する。水貿易が行われるようになると、この規定は大きな意味を持つことになるであろう。

さらに、第4条は、「どのような目的の措置であっても輸出規制や輸出数量制限を一切禁じる」旨規定している。これまでに環境保護のために自国の資源を守ろうとして輸出規制をしたが、裁定によって撤廃を余儀なくされたケースもある。水資源についても同様に適用される恐れがある。

なお、WTOルールではないが、

NAFTA（北米自由貿易協定）の「ブローカーショナリティ」についても触れておきたい。これはいったん貿易の流れができた場合、その品目の輸出を制限することを禁止するルールである。米国、カナダ、メキシコの NAFTA 域内でいったん水貿易が始まれば、例えばその後、水の大量輸送が環境に害を及ぼすことが判明しても、それを理由に水貿易を制限・削減できないことを意味する。

（2）WTO の環境サービス貿易の自由化問題

2001 年 12 月の WTO ドーハ閣僚宣言では、環境サービス問題が主要議題として討議された。「貿易と環境の調和のとれた相互関係」を拡大するため、「環境的な財とサービスへの関税、非関税の障壁の削減・撤廃に関して」交渉を進めることに同意している。

しかし、何が環境サービスの対象となるかについて一致した定義はまだない。WTO のサービス交渉では、サービス貿易の対象として水事業の自由化・民営化はまだ含まれていない。

環境サービスは、WTO のサービス貿易協定（GATS）の中でのサービス分野の分類リストに掲示されている。現

在のところ 汚水処理サービス、ごみ処理サービス、下水処理関係サービス、その他の環境サービス、の 4 つの環境サービス分野が掲示されている。

そこで、多国籍企業は、「飲料水を含む水事業」も対象にすべきと、強烈的なロビー活動を展開していることはいうまでもない。環境サービスは近年日々進化し、付加価値を高めている。そのため水やゴミ処理など、従来は公共部門のサービスと考えられていたものも含め、環境サービス交渉の対象範囲の拡大への要求は日に日に高まっている。水ビジネスの先端的な多国籍企業はヨーロッパ企業であるが、そのため EU（欧州連合）はフランスを中心に、WTO に対して水ビジネスを GATS の環境サービスの対象とするよう要求している。

水の民営化は何故必要なのか

90 年代を通じて、国際金融機関は「水の民営化」を促進してきた。世界銀行、IMF、ADB などの国際金融機関では水の民営化は前述のようにすでに中心的な考え方となっている。融資条件として民営化を条件としているのである。

先進国では上下水道事業は公共部門が行っているのが通常である。世界の先進国の中でも、フランスと英国のみが例外として民営化、あるいは官民パートナーシップ（PPP）方式を採用しているに過ぎない。フランスは95ある郡のうち、92の郡で上水道は民営化されているという。

水の自由化・民営化を促進すべしとする意見（経済学的説明）を整理すると、以下があげられる。

第1点は「競争のメリット」である。競争が水事業を効率化させる。公共事業だと競争が行われず、補助金が提供されるため、不効率な経営がまかり通ることになる。

この点について、公共事業であるが故に、フランスと英国を除いた世界の水事業がすべて非効率・非能力になっているという証拠はない。むしろ、民営化されているフランスと英国での水事業の方が多くの問題を抱えている、とNGOは指摘している。

また、水事業は国際的に超寡占的であるため、競争のメリットが発揮されるケースはきわめて限定的だとNGOは指摘している。競争入札がないまま民営化が決定されたケースが多く報告されており、しかも、いったん民営化

されると実質的に長期独占事業となっている。

世界の水企業数は実態的にきわめて限られている。世界の2大水企業といえば、ヴィヴェンディ社とスエズ・リヨネーズ社である。両社ともフランス企業である。ヴィヴェンディ社は映画やテレビなどのメディア業、通信サービス、電気・ガスなどのエネルギーサービス、汚水処理や上水道サービスをはじめとする水サービスなどの総合サービス企業である。大阪のユニバーサルスタジオ（USJ）を所有しているのも、このヴィヴェンディ・ユニバーサル社である。その他の企業としては、アフリカの水事業を独占しているフランスのサウル社、チームズ・ウォーター社（ドイツのREW社所有）、英国企業のアングリアン・ウォーター社、米国のベクテル社、エンロン社などがある。

民営化の第2の論理は、「公共事業は不効率」だという主張である。従来は公共部門の非効率なやり方では持続不可能とする理由が存在するからだとしている。「公共部門による水事業は、必要人員以上を無駄に雇用し、その半分近くを水漏れや水泥棒によって喪失して平気であるなど、コスト上昇をも

たらし、政府財政を圧迫させている。貧困層にも水道サービスを提供する必要があり、そのためには公共部門が水事業を行うべきだという指摘は多くあるが、実態は公共部門はこうした貧困層に対する水のサービスを提供しておらず、民間のトラックから高い水を購入している」と説明される。

しかしこれは必ずしも当てはまらなないと、NGO は指摘している。公共の所有そのものが非効率の原因ではないし、上下水道の基盤として劣っているわけでもない。先進国、例えば米国、欧州、日本などでは国民の大部分が公共事業によって水供給を受けている。公共部門による効率的な水道事業の例はいくつもある。公共の所有であることは、むしろ水資源を効果的に保全する上で重要かつ積極的な要素となっている。

また、開発途上国で起こっている「漏水」の多くは、水道料金を支払うお金のない貧しい人々が生きていくために違法な手段で水を手に入れているケースであり、単純に非難できる問題ではない、と NGO は主張している。

第3の説明は、「財政負担の軽減」である。公共事業から民営化に転換するメリットは、売却益によって政府・

自治体の債務や赤字を削減すると共に、財政負担の軽減を図ることができる。

しかし、多くの場合、そうっていないことを『水を皆の手に (Water in Public Hands)』の著者デビッド・ホールは次のように報告している(注2)。フランスの政府監査報告書は、「民営化方式の委託は、利用者/納税者の犠牲の上で自治体の財政改善をもたらしている」のであり、しかも、「事業遂行が不満足であっても、法的な制約や行政上のプロセスの必要性から、これらの契約を取り消すことが極めて困難になっている」。しかも、関係する多国籍企業が契約を終了させる代償として、不可能とも言える膨大な賠償金訴訟を起こしていると報告している。

第4には、自由化は競争を通じて「価格を低下」させるという説明がある。民間による操業は、ときとして価格引き下げが期待できうる。

しかし多くの国の実態がそうではないことは後述のケースのとおりである。

「フランスの水道でも、自治体の運営によるものより、民間企業による運営の方が水道料金が高い状態にある」「フルコスト・プライシング方針が適

用される限り、民間の水供給事業は、水にかかる費用の全額を支払えない人々に対して完全なサービスを提供することが不可能になる恐れがある。そうなれば、水アクセスの拡大は公共政策の問題ではなくなり、単に市場の力学に委ねられてしまう」とデビッド・ホールは指摘している(注2)。

第5の解説は、「多様な民営化形態」である。民営化の形態は多様にあり、状況に応じて選択すればいいというものである。確かに、民営化の形態としては、「O&M(オペレーション&マネジメント)契約」(経営委託/5年ぐらい)、「リース契約」(委託先の民間企業へのリース/10~15年)、「コンセッション契約」(BOT方式/民間へ譲渡/25~30年契約)、「完全民営化」(BOO方式/民間への完全売却)、「アウトソーシング」(一部業務を外部委託/2~3年契約)など、多様な形態がある。

しかし、民営化の主たる問題は、基本的にそのコストを消費者に負担させることにある。NGOは、開発途上国の貧困層への負担増が問題であると主張しているのである。

第6の説明は、「投資の拡大」である。より多くの人々への水供給を可能

にするには、水供給への投資を増大させる必要がある。そのためには、自国の財政投資や海外からの援助や国際機関からの援助に依存するのみならず、外国からの直接投資を引き付ける必要がある。そのためにも水セクターへの民間企業の参加を認めるよう、水市場を自由化すべきであるという主張である。

第7の説明は、「消費者の選択」という論理である。しかしながら、水は他のものによって代替できないのである。「水は選択できるものではなく、富の効率的な蓄積の手段でもなく、それは生きるか死ぬかの問題なのである」。水は市場原理に従属させられてはならない基本資産なのだとしてNGOは主張する。

水の民営化の失敗ケース

水事業の民営化はすでに世界各地で進められている。しかし、水事業の民営化によって、水価格の上昇や経営破綻のケースも多く報告されている。

(1) ボリビアのケース

国際的に知られることになった代表的なケースがボリビアである。ボリビ

ア政府は、1997年ラパス市の水事業の民営化（スエズ・リヨネーズの子会社へ委託）にあたり、委託契約の中に貧困世帯への水道網拡大目標を設定していたが、企業側は財政支援がなければ行えないとして取り組まなかった。企業側は貧困層への水サービスも支払い能力方式で行われるべきだと主張している。民間の水事業者にとって、全コストの負担能力がない世帯へ新たに水道を敷設することは、企業収益に対するリスク要因を常に抱え込むことになるからである。

また、ボリビア政府はコチャバンバ市でも1999年9月に世銀の指導に従い、構造調整プログラムにもとづいて水の民営化を行った（イタリアのインターナショナル・ウォーター社と米ベクテル社のコンソーシアム）。新水道会社は政府との契約にもとづき直ちに水価格の値上げを行った（40%から300%の料金引き上げ）。月65ドルの最低賃金に対し、月20ドルもの水道料金となり、貧しい人たちの水へのアクセスが脅かされることになった。

これに対し、12月にはラパス市の問題と呼応し、民営化に反対して水道施設を地域の手に戻すことを求める抵抗運動が起こり、社会的騒乱状態に陥

った。2000年1月には最初の道路封鎖が行われ、2月には大きな対立騒ぎが起こり、4月と9月には内戦状態となり、死者9名、重度の負傷者は100名にのぼり、多くの人が拘禁された。政府はついに民営化の契約を破棄し、地域（市）の管理下に置くことを決定した。

このボリビアのケースは、世界で初めて水の民営化に対する抵抗が実を結んだものとして、世界で注目されている。「ボリビアの水戦争は、世界の水戦争の前兆です。この脅威を打破するために、私たちは国際的なキャンペーンを必要としています」と、ソロン財団のパブロ・フロン代表は語っている（注2）。

（2）その他の民営化の失敗ケース

南アフリカでは90年代にいくつかの都市で水事業（水道サービスや排水処理工場）を民営化（フランスのスエズ・リヨネーズ社の子会社への売却）を進めたが、「水漏れ、請求書のミス、非衛生的状況の発覚、法外な管理費」などの問題が発生した。これに対し労働組合のストなどが起き、民営化は破綻の危機に陥っているという。

ジンバブエでは英国の水企業（パイ

ウォーター社)が1999年に、ジンバブエの水道事業から所定の収益率が得られないことを理由に撤退した。プエリトリコでは1995年に民営化(ヴィヴェンディ社)したが、99年の公式報告書では、契約が失敗であったと報告されている。トリニダード、ハンガリー(ブダベスト)などでも民営化が失敗しているという。マレーシアでは、競争入札もなく、密室の中で随意契約の形で行われ、国民の不信感が高まった。結局、料金収入の不足により大幅な赤字に陥り、再国有化された。

(3) 水の大幅値上げのケース

水価格が大きく値上がりしたケースも多く報告されている。前述のポリビアもそうだが、ガーナ(アクラ)では世界銀行・IMFからの指導にもとづいて民営化を進めてきたが、「バケツ一杯の水の価格が、従来平均400セディから民営化後は800セディ(1米ドル=約7,000セディ)へ値上がりした」等、報告されている。

『ブルーゴールド』(モード・パーロー著)は水道事業の自由化・民営化によって何が起こったかについて以下のような事例を紹介している(AMネット資料^(注2))。フランスでは、政府

発表では民営化後に利用者の負担が150%増加、500万人以上の飲み水が汚染され、大手水資源企業2社の経営者の汚職疑惑が調査されている。英国のイングランド地方では、民営化後6年間で水供給会社の利益が692%増加している一方、利用者の料金は109%値上がりした。値上がりのため上水道を解約した利用者の数は民営化以後50%も増加しており、イギリス医療協会は人々の健康を脅かしていると警告している。

オーストラリア(シドニー)では、民営化後水道料金が4年間で2倍に上がった。しかも水道水の中に寄生虫が含まれていたが、住民側には知らされなかった。フィリピン(マニラ)では、民営化を担ったベクテル社とスエズ社は低料金を維持すると公言していたが、アジア通貨危機による減収を補うため大幅値上げした。

NGOの主張

NGOの主張を整理すると以下の2点に集約できよう。

1. 水を商品化すべきではない

・清潔な水は基本的人権として、誰

に対しても（サービスのユニバーサリティ）提供されるべきでものである。とくに開発途上国における清潔な水の供給は、貧困の克服のためにも基本的かつ緊急の課題である。

- ・そのため水は、収益を前提として「商品化」することは倫理的にも、環境の上からも、社会的にも間違っている。水の配分に関する決定は、環境や社会的公正の観点から行われるべきで、商業/利益の観点から行われるべきではない。
- ・水の民営化は、水資源の管理を長期的な持続可能性の原理ではなく、希少性と利潤極大化の原理によって行われるようになることを意味する。水の保全こそ最優先されるべきである。
- ・水の民営化は、多くの場合に水価格の上昇をもたらし、貧困を一層拡大させることにつながる。水の費用が高くなると、家事の担い手である女性や子どもたちに大きな影響を与える。水を得るために、食べ物、健康、教育（学校）の一つはあきらめなければならなくなる。水を得るためにもっと働かねばならないし、あるいは一層遠く

の川に汲みに行かねばならなくなる。しかも、それらの水は汚染されている。

2. 水は地球の公共財である

- ・水は「国際共有財・公共財」である。生きとし生けるものすべての共有財であることの確認が行われるべきである。「水はいつの時代でも、すべての人々の共有財産であることが宣言され、理解されなければならない」「地球の生命にとって不可欠なものの周囲にはっきりとした境界線を築かなければならない」(注2)。
- ・水は「基本的人権」である。水の供給はすべての人々に保障されるべきという国連の場で確認された根本原則を確認すべきである。
- ・私たちにとって絶対に必要なものは、水にかかわる「新しい倫理」であるとモード・パロー議長(注2)は言う。「私たちと自然世界の結びつきについて再考し、水のかけがえのない役割を理解すること」である。そのために、各国の淡水を保全するための「国際的な法律の枠組み」が必要であり、そのために「世界水条約」、あるいは国

際的な水の保全方法を確立するための議会を提案している。「水の保全と公正な分配」の2つを原則とするものである。

- ・地球上のすべての人々に「水のライフライン」が保証されるべきで

ある。水の供給は基本的人権である。地球上の淡水は共有財産・公共財産として分かち合い、共同責任として保全されるための条約イニシアチブの締結を、NGOは提唱している。

世界水フォーラム関連サイト

<p>世界水フォーラム(第3回)(注1) 同 京都実行委員会 同 大阪実行委員会 同 滋賀県委員会 京都市建設局世界水フォーラム推進室 世界水フォーラム市民ネットワークのホームページ(注2)</p>	<p>http://www.world.water-forum3.com/ http://wwf3kyo.com/ http://www.worldwaterforumosaka.org/ http://www.pref.shiga.jp/wwf3/ http://www.city.kyoto.jp/kensetu/mizuf/ http://www.jca.apc.org/~pfw/</p>
<p>第3回世界水フォーラムの閣僚宣言への世界水フォーラム市民ネットワークのプレスリリース(世界は水施設整備予算の40倍の資金を石油に費やしている。パネリストは閣僚宣言に水の権利を盛り込むことを要求)(注3)</p>	<p>http://www.world.waterforum3.com/2003/jpn/press/pressrelease/press0319-02.html</p>
<p>世界水パートナーシップ 世界水行動報告書 国連環境計画(UNEP)</p>	<p>http://www.gwpforum.org/servlet/PSP http://www.worldwatercouncil.org/WAU.shtml http://www.unep.or.jp/japanese/</p>

(2003.5.26 現在)